

## 改正前の規律

### 監護教育権(民法820条)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

### 改正前民法822条 懲戒権

親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる。

- ・児童虐待の口実に使われることがある。
- ・懲らしめ、戒めるといった強力な権利であるとの印象を与える。

## 改正後の規律

### 監護教育権(民法820条・改正なし)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

↓  
具体化・明確化

### 新民法821条 監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規律

子の人格を尊重

子の年齢及び発達の  
程度に配慮

体罰その他の子の心身の  
健全な発達に有害な影響を  
及ぼす言動を禁止

### ~~改正前民法822条 懲戒権 (※)~~

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる。

- 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護及び教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。【新児福法33条の2第2項、47条3項、新児童虐待防止法14条1項関係】

# 嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止

## 改正前の規律

### ○ 嫡出推定規定

婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

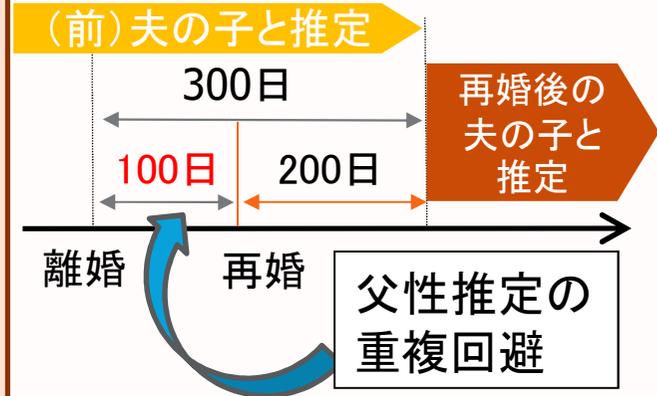


(無戸籍者問題の原因との指摘)  
夫以外の者との間の子を出産した女性が、嫡出推定規定により、その子が夫の子と扱われることを避けるために出生の届出をしない。

無戸籍者779名のうち  
568名(約73%)がこの理由を挙げている。  
(令和5年4月時点)

### ○ 女性の再婚禁止期間

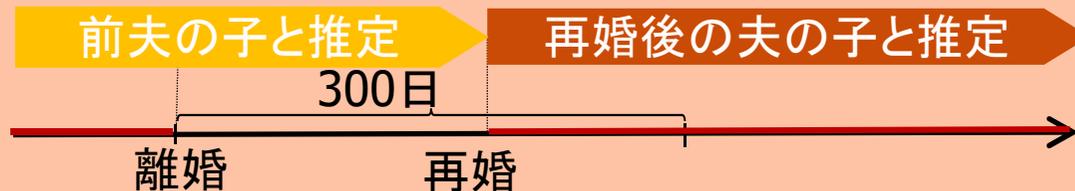
女性は離婚後100日間再婚することができない。



## 改正後の規律

### ○ 嫡出推定規定の見直し

離婚等の日から300日以内に生まれた子であっても、その間に母が再婚をしたときは、再婚後の夫の子と推定する。【新民法772条等関係】



### ○ 女性の再婚禁止期間の廃止

嫡出推定規定の見直しにより、父性推定の重複がなくなるため、女性の再婚禁止期間を廃止する。

【改正前民法733条、746条等関係】

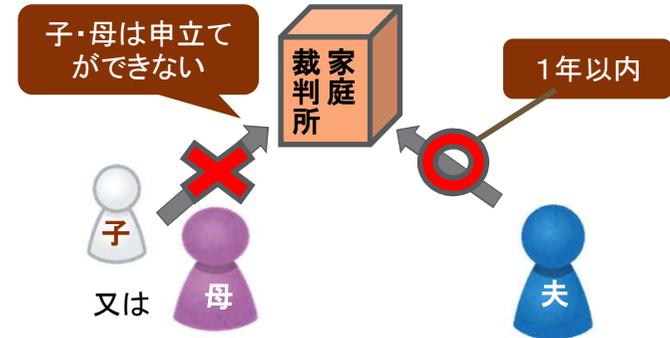


# 嫡出否認制度の見直し

## 改正前の規律

- 夫の子と推定された子は、**夫が、子の出生を知った時から1年以内**に嫡出否認の訴えを提起することにより、推定を**否認することができる**。

- ➔ **子・母は推定を否認することができない。**  
= 無戸籍者問題の一因との指摘
- ・ 1年間は、**訴えを提起するための期間として不十分**との指摘



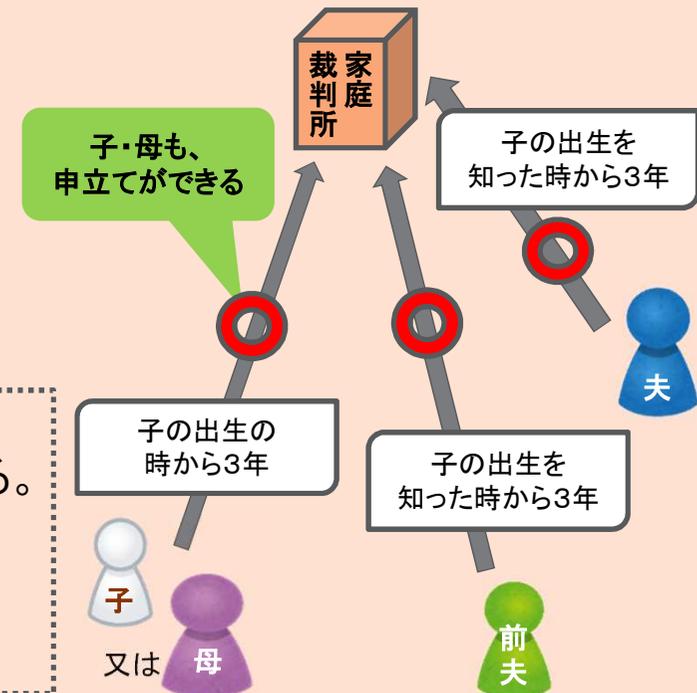
## 改正後の規律

### 否認権者の拡大

- 夫に加え、**子又は母**は、嫡出否認の訴えを提起することができる。【新民法774条1項、3項等関係】
- (再婚後の夫の子と推定される子に関し、)  
**前夫**は、嫡出否認の訴えを提起することができる。【新民法774条4項等関係】

### 出訴期間の伸長

- 嫡出否認の訴えの**出訴期間**を、原則として**3年間に伸長**する。【新民法777条等関係】
- 子は、**一定の要件を充たす場合**には、例外的に、**21歳に達するまで**、嫡出否認の訴えを提起することができる。【新民法778の2条第2項等関係】



- ・ (生殖補助医療に関し、) 妻が夫の同意の下、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により懐胎・出産した子については、夫に加え、**子及び妻も、嫡出を否認することができない**。  
【新生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律10条関係】

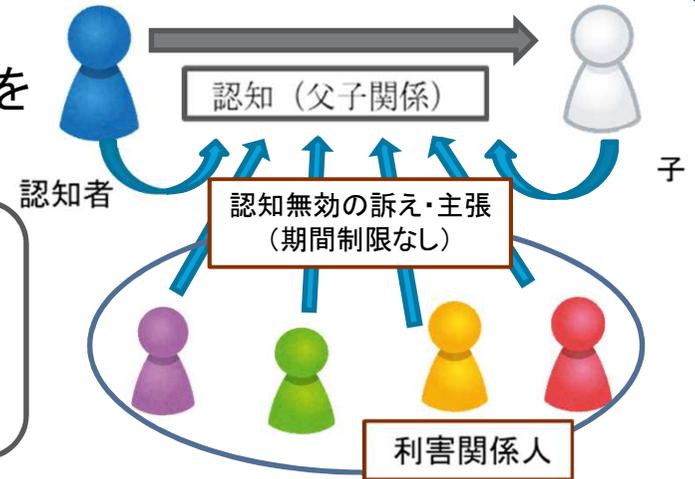
# 認知無効の訴えの規律の見直し

## 改正前の規律

- 子その他の利害関係人は、認知に対して**反対の事実**を主張することができる。(改正前民法786条)

- ・ 利害関係を有する者は、だれでも認知の無効を主張することができる。
- ・ 認知の無効を主張する期間の制限がない。

嫡出子に比べて、嫡出でない子の地位が著しく不安定であるとの指摘



## 改正後の規律

### 提訴権者の制限 【新民法786条等関係】

- 認知の無効の訴えの提訴権者を、子、認知をした者(父)及び母に限定する。

### 出訴期間の制限 【新民法786条等関係】

- 認知の無効の訴えの出訴期間を、所定の時期から原則として7年間とする。
- 子は、一定の要件を充たす場合には、例外的に、21歳に達するまで認知の無効の訴えを提起することができる。

- ・ 日本国民により認知された子の日本国籍の取得について定める国籍法3条について、国籍の不正取得を防止するための手当てをする。【新国籍法3条3項関係】

